

# 報道資料

令和元年6月20日

担当：福祉部介護福祉課  
（担当者：秋田、吉田）  
電話：0742-34-5422（直通）  
（内線4756）

## 介護サービス事業者指定取消処分

奈良市は、株式会社和に対し、下記のとおり介護保険法第77条第1項及び同法第15条の45の9第1項の規定に基づく事業者の指定の取消処分を行いますのでお知らせします。

### 1 事業者の名称・所在地等

- (1) 事業者名称 株式会社 和
- (2) 代表者 代表取締役 稲井 和子
- (3) 事業者所在地 奈良県奈良市佐紀町2412-1 アイリスハイツ2号館1F
- (4) 事業所名称 ヘルパーステーションなごみ
- (5) 事業所所在地 奈良県奈良市佐紀町2412-1 アイリスハイツ2号館1F
- (6) サービス種類 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業

### 2 指定取消年月日

令和元年6月30日

### 3 指定取消理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号、第7号及び第115条の45の9第1項第7号に該当する事実が確認されたため。

#### (1) 不正請求

- ・無資格者が行った訪問介護を、訪問介護員等が行ったように虚偽の訪問介護記録を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。
- ・訪問介護員等が勤務していない時間帯にもかかわらず、訪問介護職員等が訪問介護を行ったように虚偽の訪問介護記録を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。
- ・同法人が運営する住宅型有料老人ホームに入居する利用者に対し、日常的に、訪問介護計画に基づかずに五月雨式（複数の入居者に同時又は短時間にサービスを提供する方法をいう。）に訪問介護を提供していたにもかかわらず、虚偽の訪問介護記録を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。
- ・実際には訪問介護を加算の対象外の時間帯に行ったにもかかわらず、法第41条第4項第1号に基づく「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）「一」に規定する別表「1」の注8に規定する夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に訪問介護を行った場合の加算分の居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。
- ・管理者を含めた訪問介護員等が、同日同時間帯に複数の利用者に対し、訪問介護を提供したとする虚偽の訪問介護記録を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第6号

#### (2) 虚偽報告

監査において、虚偽のサービス提供記録を提出した。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第7号

#### (3) 法令違反

第1号訪問事業について、一体的に運営されている指定訪問介護事業において不正請求及び虚偽報告が認められた。

《根拠条文》介護保険法第115条の45の9第1項第7号